平成２２年（フ）第４７号
愛媛県伊予市下吾川1086番地２
破産者　武市　　等
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産終結

平成１４年（フ）第４１５号
群馬県高崎市西横手町391番地60
破産者　株式会社ハウザー
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を了承し終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１８９７５号
東京都台東区竜泉１丁目13番１号　コンフォートⅦ
破産者　永住都市開発株式会社
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２号
兵庫県小野市片山町1150番地の１
破産者　株式会社ニシオ・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２０８号
山口県下関市椋野町３丁目10番24号
破産者　株式会社ランドマーク
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成１９年（フ）第８５８号
愛媛県松山市庄甲470番地２
破産者　株式会社日建
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９６号
宮城県東松島市宮戸字川原４番地２
破産者　尾形　　静
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
北海道旭川市末広１条９丁目２番13号
破産者　神原　広志
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第８８９号
愛媛県八幡浜市江戸岡１丁目１番１号　丸元ビル５階11号、開始決定時の住所愛媛県松山市庄甲470番地２
破産者　西原　省吾
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６２９号
愛媛県松山市太山寺町2002番地３、開始決定時の住所愛媛県松山市太山寺町1733番地３
破産者　鵜久森吉樹
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７号
愛媛県八幡浜市大平１番耕地376番地１、破産手続開始決定時の住所愛媛県八幡浜市産業通５番43号
破産者　出海ヤヨイ
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９８号
札幌市手稲区西宮の沢４条１丁目８番24―203号、開始決定時の住所札幌市手稲区富丘１条５丁目15番27号
破産者　福崎　雅樹
1　破産債権の届出期間　平成22年９月17日まで
2　一般調査期日　平成22年11月４日午後４時
平成22年８月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６０号
福島県郡山市菜根３丁目26番16号　サーグランデー301号、住民票上の住所福島県郡山市菜根３丁目17番19号
破産者　根本　　浩
1　破産債権の届出期間　平成22年９月17日まで
2　一般調査期日　平成22年10月７日午前10時40分
平成22年８月12日
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成１８年（フ）第１３６１号
愛媛県松山市西石井５丁目５番６号、破産手続開始決定時の住所愛媛県松山市高岡町860番地25
破産者　藤内ヨシ子
1　破産債権の届出期間　平成22年９月17日まで
2　一般調査期日　平成22年10月28日午後３時
平成22年８月12日
松山地方裁判所

債権者集会招集

平成１８年（フ）第１３６１号
愛媛県松山市西石井５丁目５番６号、破産手続開始決定時の住所愛媛県松山市高岡町860番地25
破産者　藤内ヨシ子
1　期日　平成22年10月28日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月12日
松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第４６号
福岡県大牟田市船津町１丁目10番地５
破産者　株式会社公豊
異議申述期間　平成22年10月11日まで
平成22年８月12日
福岡地方裁判所大牟田支部

免責決定確定

平成１６年（モ）第１２７１号
（平成１６年（フ）第２７１号）
福岡県築上郡築上町大字椎田1636番地１
破産者　永家　　守
1　主文　破産者について免責を許可する。
2　決定確定日　平成22年６月26日
福岡地方裁判所行橋支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０２１号
大阪市中央区南船場１丁目15番14号
清算株式会社　株式会社オラージュ
代表清算人　濱川　　雄
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部